

研修等報告書

平成30年11月16日

笠岡市議会議長 殿

(出張者) 議員 原田 てつよ  議員 
議員  議員 
議員  議員 

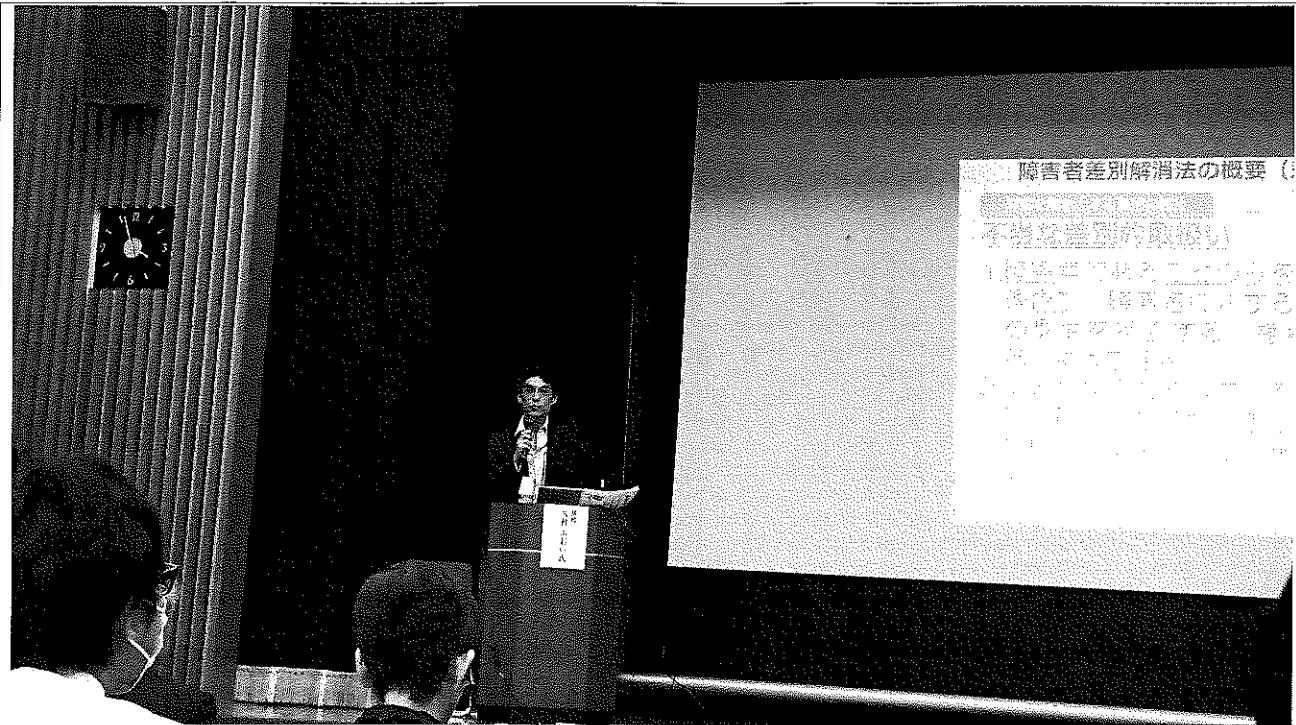
下記のとおり研修等を実施したのでその結果を報告します。

記

【1】

| | |
|------|---|
| 住所 | 鳥取市東町1-220 鳥取県庁講堂 |
| 電話 | |
| 案件 | ～改めて知ろう鳥取県発の取り組み「あいサポート」と障害者差別解消法 |
| 期日 | 平成30年11月 9日 (金) 15時00分から 16時30分まで |
| 応対者 | 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課社会参加推進室 |
| 状況 | 別紙写真のとおり |
| 訪問施設 | |
| 概要 | <p>1. 挨拶 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長 谷 俊輔</p> <p>2. 講演 「改めて知ろう、鳥取県発の取り組み“あいサポート”と障害者差別解消法 講師 内閣府障害者差別解消法アドバイザー 又村 あおい氏</p> <p>① なぜ差別解消法ができたのですか？ * 「障害」がどこにあるのか・・障害とは、障害者本人の機能障害を指すのではなく、社会の様々な障壁（バリア）によって生じるもの・・バリアを無くし、誰もが住みやすい「社会モデル」を基本とした法である。</p> |

| | |
|------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> * H18年に「障害者権利条約」が国連で採択され、障害のある人を「一人の人間」であり「権利の主体」と捉え生活の様々な場面において障害のある人の人権の尊重を批准国に求めている。(日本はH19年に署名) * 障害者基本法を改正し、その趣旨を具体化するため差別解消法を制定した。 <p>② 障害者差別解消法はどういう法律ですか？</p> <ul style="list-style-type: none"> * 障害のある人もない人も、お互いのことを理解・尊重して、いやな思いをせずに暮らすことのできる地域（共生社会）の実現を目指す法律。 * 障害を理由として、正当な理由なく差別的取り扱いを禁止する法律。 * 「合理的配慮」の実現を目指す法律。合理的配慮は、国・地方公共団体は義務であり民間事業者は努力義務とする。 * 行政機関が差別的取り扱いをせず、合理的配慮を提供する為には「職員対応要領」を作成することになっている。 <p>③改めて知ろう、鳥取発の取り組み「あいサポート」</p> <ul style="list-style-type: none"> * あいサポート運動は、H21年から鳥取県で始まったもので「障害を知り、共に生きる」をスローガンとしている。（差別解消法を実践する取り組みである） * 障害の特性や配慮の方法などを理解し、障害のある人が困っている時に手助けや配慮を提供することを推進する取り組みである。 * 鳥取県が発祥で現在鳥取県の他7県7市5町で実施している。 * あいサポート運動を実践している人を「愛サポーター」として位置付けている。 * 運動の普及に積極的に取り組んでいる企業・団体を「あいサポート事業・団体」として指定している。 * H29年に「あいサポート条例（愛称）」を施行。 <p>感想</p> <p>障害者差別解消法が施行されてから2年半が経過しているが、笠岡市においては「職員対応要領」も策定されていない「障害者差別解消支援地域協議会」も設置できていないという状況の中、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布を始めていることに大きな疑問を感じている。</p> <p>ヘルプマーク・ヘルプカードの配布開始の前に行政職員を始め、企業、市民に障害者差別解消法・合理的配慮の周知をするべきであり岡山県でも取り組んでいる「あいサポート」運動を実践し、眞の共生社会を目指すべきである。</p> |
| 添付書類 | 研修等資料 研修等状況写真 名刺 |



障害者差別解消法の概要

本法律は、障害者に対する差別を
禁じ、障害者権利の充実と
尊重を図ることを目的とする。特
に、障害者の就労支援、教育・学
習支援、医療・福祉支援等の方
面で、障害者に対する差別の是正
を図ることを目的とする。